

— 災害協定書 —

～備蓄水の提供と、災害時における援助物資の提供に関する協定書～

高森町役場（以下「甲」という）と名糖乳業株式会社ダイドー販売部（以下「乙」という）は、地震、風水害、その他災害（以下「災害」という）時における飲料水の提供について次の通り協定を締結する。

（規則）

第1条 この協定は高森町において災害発生時、備蓄飲料水と、甲の要請に基づき乙が飲料水の提供支援に寄与することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 1. 乙は1台あたり備蓄飲料水550mlペットボトル 240 本（10ケース）を無償で甲に提供し、甲の指定場所に保管（配備）するものとする。
なお、賞味期限の関係で1年毎（2月を予定）に商品の交換を行う。

保管場所：高森中学校プール西 防災備蓄倉庫
（住所：高森町下市田2200-1 中学校敷地内）

2. 備蓄飲料水とは別に、甲の災害対策本部より飲料水等の提供について要請があった時、乙は速やかに支援体制を整えるものとする。

その際の飲料水等の引き渡し場所は乙の倉庫とし、乙の納品書に基づき甲が確認の上で引き渡すものとする。飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲・乙協議の上で決定するものとする。

（自動販売機）

第3条 本協定の締結により、甲の所有する物件で缶自動販売機が設置出来る場所については甲・乙協議の上、設置の協力を努めるものとする。

なお、設置場所・販売手数料・電気料は、各自動販売機に関わる契約書および覚書によるものとし、本協定の対象となる自動販売機は、別紙「自動販売機設置先一覧」で確認できるものとする。

（有効期限）

第4条 1. この協定の有効期限は協議締結の日から5年間とし、甲・乙いずれからも協定取消しの申し出がない限り同一内容をもって締結するものとする。
2. 前項の解消の申し出は1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議事項）

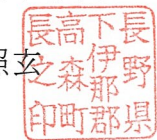
第5条 この協定書に定めなき事項については、その都度、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年10月8日

甲 住所 長野県下伊那郡高森町下市田2183番地1

氏名 高森町長 壬生 照玄



乙 住所 長野県飯田市上川路310番地

氏名 名糖乳業株式会社 ダイドー販売部

代表取締役 塚平 一人



更新日 2024/ 7 / 12

別紙 自動販売機設置先一覧

No	得意先コード	ロケーション CD	得意先名	設置先住所	付帯条件	オペレーション業者
1	2000031	892001159	高森町民グラウンド	長野県下伊那郡高森町下市田2352	手数料一部を(公財)長野県緑の基金へ寄付	名糖乳業株式会社
2	2000031	892001160	高森町山吹支所	長野県下伊那郡高森町山吹3618	手数料一部を(福)長野県共同募金会へ寄付	名糖乳業株式会社
3	2000031	892001161	高森町ボランティアセンター	長野県下伊那郡高森町吉田481-1	手数料一部を(福)長野県共同募金会へ寄付	名糖乳業株式会社
4						
5						

担当者印	
高森町役場	ダイドードリンコ
	